

公 示

関税法施行令第22条第1項の規定に基づき、「石巻港における外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を指定する公示」（平成17年4月塩掲示第2号）の一部を改正し、令和3年9月1日から適用することとしたので公示します。

令和3年8月25日

仙台塩釜税関支署長 佐 藤 弘 規

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
南浜大型栈橋、南浜埠頭2、3号岸壁 日和埠頭6、7号岸壁 中島埠頭1～4号岸壁 大手埠頭1～5号岸壁 雲雀野中央埠頭1、2号岸壁 雲雀野北埠頭岸壁	【交通】制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
保税地域前面の岸壁又は物揚場（積卸に限る。）	【積卸】当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

注)

1. 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンスにより制限している区域をいう。
2. 「ゲート」とは、1. に記載したフェンスに港湾施設管理者が設置したゲートをいう。